

盧溝橋事件と日中戦争の拡大（1）

——全面戦争に至った背景——

左 春 梅

目 次

- 一 はじめに——日中両国における盧溝橋事件の位置づけ
 - 1.1 盧溝橋事件と全面戦争の関係をめぐる議論
 - 1.2 問題意識と分析の枠組み
- 二 華北での現地の動向と事態の展開
 - 1 支那駐屯軍の措置と拡大メカニズムの形成
 - 2 冀察政権による事件への対応と南京中央政府との相互不信
 - 2.1 冀察政権の事件への対応
 - 2.2 冀察政権と南京中央政府との相互不信
 - 3 冀察内部の意見不一致と現地交渉による妥結（以上、本号）
- 三 日中両国の中央政府による認識と対策及びその非対称性
- 四 平和的解決のあり方
- 五 結び：戦争本格化の端緒としての盧溝橋事件

一 はじめに

今日に至るまで日中両国での日中戦争研究¹⁾をめぐる最も大きな争点の一つ

1) 日中戦争史に関する研究は、秦郁彦『日中戦争史』河出書房新社、1961年（復刻新版、2011年）；古屋哲夫編『日中戦争史研究』吉川弘文館、1984年；古屋哲夫『日中戦争』岩波書店、1985年；井上清、衛藤藩吉編『日中戦争と日中関係：盧溝橋事件50周年日中學術討論会記録』原書房、1988年；江口圭一『十五年戦争小史新版』青木書店、1992年；劉維開『國難期間應變圖存問題之研究-從九一八到七七』国史館、1995年；劉傑『日中戦争下の外交』吉川弘文館、1995年；臧運祜『七七事变前的日本对华政策』社会科学文献出版社、2000年；安井三吉『柳条湖事件から盧溝橋事件へ』研文出版、2003年；臧運祜等編『日本侵華与中国抗战』社会科学文献出版社、2013年；北岡伸一、歩平編『「日中歴史共同研究」報告書—第二卷近代史篇』勉誠出版社、2014年；呂芳上主編『中國抗日戰爭史新編 和戰抉擇篇』國史

は、盧溝橋事件²⁾である。その盧溝橋事件において、どちらか第一発を放ったのかという疑問は、戦後72年を経過した今日においても依然として懸案として残っている。1931年の満州事変以来、日中の関係は緊迫し、局地的な衝突も発生していたが、1937年の盧溝橋事件を機に両国は本格的な全面戦争に突入した。そのため、盧溝橋事件は日中関係史において非常に重要な意味を持ち、日中戦争の原因を検討する際には、盧溝橋事件を中心とする議論が多く見られる³⁾。本稿においては、日本、中国及び台湾という三つの地域での研究成果に基づいて、盧溝橋事件への日中の対応を軸に、南京外交部での日中交渉に焦点を当てながら、事件が平和的に解決されることなく全面戦争へと至った原因を明らかにする。

盧溝橋事件から全面戦争に至る過程に関しては、主に、事件が発生した当夜の事情を検証する議論、例えば、第一発の発砲説、兵士一名の「行方不明」の問題、日本側の入城捜査要求を中国側がどう理解したのかという詳細な議論と、事件の解決方式や全面戦争になった原因といった全体像を扱う議論の、大きく二つの側面に分けられる。以下、両側面を順を追いながら検討することで、日

↘館、2015年；黄自進、劉建輝、戸部良一編『〈日中戦争〉とは何だったのか 複眼的視点』ミネルヴァ書房、2017年などがある。

- 2) 「盧溝橋」の「盧」という漢字は、昔の資料で「蘆」とかかれる場合があるが、今日では「盧溝橋」が正式な表記であるとされているため、本稿においては、書名を除き全て「盧」で統一する。この他にも、引用する史料に古い漢字がある場合には、新字に入れ替えることにする。
- 3) 時系列で取り上げる。呉相湘「盧溝橋頭第一槍」『現代史事論業』（第1冊）、文星書房、1964年、27-29頁；沈継英、柳成昌『盧溝橋事変前後』北京出版社、1986年；馬仲廉『盧溝橋事変と華北抗戦』北京燕山出版社、1987年；胡德坤『七七事変』解放军出版社、1987年；武月星ほか『盧溝橋事変風雲篇』中国人民出版社、1987年；李雲漢『盧溝橋事変』台北東大図書公司、1987年；江口圭一『盧溝橋事件』岩波ブックレット、1988年；趙延慶「評盧溝橋事件“偶発論”的幾個論拠」『近代史研究』、1989年第4期；曲家源『盧溝橋事変起因考論——兼与日本有関歴史学者商榷』中国華僑出版社、1992年；安井三吉『盧溝橋事件』研文出版、1993年；秦郁彦『盧溝橋事件の研究』東京大学出版会、1996年；徐勇「盧溝橋事変之研究與思考」『日本侵華与中国抗戦』；岩谷将「盧溝橋事件——塘沽停戦協定からトラウトマン工作失敗まで」筒井清忠編『昭和史講義——最新研究で見る戦争への道』2015年、筑摩書房、141-56頁など。

中両国にとっての盧溝橋事件の位置づけを見ていきたい。その上で、本稿の問題関心と分析の枠組みを説明する。

1.1 盧溝橋事件と全面戦争の関係をめぐる議論

まず、日中両国における盧溝橋事件の位置づけを比較したい。

盧溝橋事件をめぐる議論の分かれる第一発の発砲説に関して、先行研究の論点から整理してみたい。「発砲」説については日中双方の捉え方が根本的に異なっていると言わざるを得ない。日本の研究者の多くは、盧溝橋事件が「偶発」的なものであり、その「第一発」の発砲者も中国軍の第29軍の兵士であると主張している⁴⁾。しかしながら、その発砲は、事前に計画されたものではなく、演習中の支那駐屯軍第1連隊第3大隊第8中隊の軽機関銃の発射音に驚いた第29軍兵士が反射的に発砲したという説明を付記している。一方、中国と台湾は、盧溝橋事件が日本側の「謀略」によるものであり、日本による全面侵華戦争の序幕であるという位置づけを主張している⁵⁾。また、日本の侵略的行為を論拠として、日本側の「偶発」説と「第29軍発砲」説に反駁する議論もある⁶⁾。

次に、事件の発生と全面戦争へと展開した原因をめぐる議論を見てみる。日本側では日中全面戦争へと拡大した根本的原因は、日本の侵略政策と「華北分離工作」であると捉えていた⁷⁾。秦は、盧溝橋事件が局地的な事件として収拾

4) 江口、前掲書（1988年）、20頁；秦、前掲書（1996年）、376-77頁；安井、前掲書（1993年）、307頁。

5) 臧、前掲書；蕭、前掲書。

6) 柴維木「盧溝橋事変研究総述」『抗日戦争研究』、1992年第3期、103-15頁；第一、盧溝橋事件は中国の国土において発生したものであり、いわゆる「不法射撃」という概念も、侵略者の行動を支えるに過ぎない。第二、盧溝橋事件は日本の確信的な侵華計画の実施である。第三、盧溝橋事件を起こした目的は、全面的な侵華戦争を挑発することである。こうした従来の議論に加え、最近刊行された、中国側による盧溝橋事件に関する日本側研究の総述については、「戦後日本学者関於盧溝橋事件的主要観点及其実質論析」（『南京政治学院学报』2017年第3期、113-17頁）を参照されたい。

7) 江口、前掲書（1988年）、57頁；安井、前掲書（1993年）、309頁。

できなかった理由には、「構造的要因と心理的要因」があると主張していた⁸⁾。戦争の回避に失敗した原因は、中国側による事件の誤認、日本政府への不信、外交交渉の早期放棄、と自己実力の過大評価であり、日本側による中国が現地協定の受容、一撃の堅持、国民党政権への不信であると取り上げた⁹⁾。また、「現地解決」方式をめぐるのは、南京国民政府が中央を介さず現地で結ばれた協定を認めない立場を取り、所謂「現地解決」が破綻状態にあったことが、開戦の重要な原因であると指摘した¹⁰⁾。

台湾の学界において、蕭李居は盧溝橋事件をめぐる日中両国の対応のあり方を改めて論じている。蕭の論説は、従来、盧溝橋が北平または華北地域にとって戦略的に重要な位置にあったため、双方ともそれを競い合ったとされてきた議論を否定し、事件を処理した際の日中両国の個々の判断とそれに伴う行動こそが事態を悪化させ、結局、戦争の導火線になったと論じた¹¹⁾。すなわち、支那駐屯軍歩兵第1連隊長牟田口兼也の軽率な攻撃判断を含む華北現地の事件の処理における態度とその手段、及び日本内閣が行った派兵声明と蒋介石による中央軍北上の命令をその原因として特定していた。また、黄自進は、華北地域に日中両国政府が共に認める協力者を見出せなくなったことが拡大した起因であると捉えていた¹²⁾。

このように、盧溝橋事件の発生に関しては、日本側の中国軍による発砲説または偶発説に対して、中国側が日本軍の陰謀説あるいは日本による中国侵略計画とみなすという対比が見られる。しかしながら、事件と戦争との因果関係を

8) 構造的要因は、「日中戦争を満州占領に引き続く日本の華北侵略に対する中国の抵抗ないし反撃と割り切る理解のしかたである」。心理的要因は、「例えば、相互の(1)誤認、(2)誤算、(3)不信、(4)敵意、のように非合理で計測しにくい諸要素を指す」。秦、前掲書(1996年)、375-76頁。

9) 同上、379頁。

10) 古屋哲夫「日中戦争にいたる対中国政策の展開とその構造」『日中戦争史研究』、3-120頁。

11) 蕭、前掲書、472頁。

12) 黄自進「全面戦争前夜における日中関係」『〈日中戦争〉とは何だったのか 複眼的視点』、33-59頁。

めぐっては、それが日本の中国侵略政策の一環であるという点で、大筋は一致している。

1.2 問題意識と分析の枠組み

今日に至る日中台の研究者間における盧溝橋事件の位置づけ、及び同事件と戦争の拡大との関係は以上のように整理できるが、これら先行研究は以下の点でさらに検討を要する。

まず、民族意識への理解と、史料解釈の問題である。前者に関しては、戦後の日本で戦争責任の否認や、右翼が抬頭する現象として浮き上がっていることに対して、中国側には戦争の被害者というアイデンティティもあり、領土や主権の喪失という観点から、盧溝橋事件により日本の全面的中国侵略政策に転じたことを認めない日本側の歴史認識を糾弾する立場が取られる¹³⁾。史料の面においては、日中の一方の史料のみに頼る、あるいは史料が選択的に利用されることへの懸念に留まらず、史料の分析と解釈に重要な問題点があることが指摘できる。例えば、中国では日本中央の「拡大派」と「不拡大派」には本質な相違はなく、いずれも中国を侵略する手段の違いに過ぎないという主張がなされ、その「不拡大」の中には「戦争」までは拡大しないものの、「衝突」までの拡大は不拡大に含まれるという捉え方がある¹⁴⁾。このように、「拡大派」と「不拡大派」を同一視する見方は、戦前の日本における軍政間の関係を十分に把握していないため生じていると思われる。「事件」から「戦争」に拡大したという結果から見れば、両派が開戦への過程で果たした役割は確かに同一であるかもしれないが、筆者は、両派が事件の処理において異なる起案の内容に着目したい（次号掲載の三章にて詳述）。

次に、盧溝橋事件、日中全面戦争の勃発と華北問題という三者の間の因果関係に関する説明が十分ではない点である。日本側の研究は、盧溝橋事件はあく

13) 中国の歴史認識に関しては、鹿錫俊「抗日戦争史をめぐる中国の歴史認識問題」『国際政治』187号（2017年）、62-79頁を参照されたい。

14) 蕭、前掲書、452頁。

までも偶発的であり、全面戦争となった原因は日本の「華北分離工作」であると述べている。確かに「華北分離工作」と全面戦争の勃発との間には、日本による長年の中国侵略の積み重ねが影響している¹⁵⁾。しかし、日本は同事件の解決に当たって、華北問題そのものをめぐる対立を解消しようとはしていない。つまり、日中全面戦争の原因は盧溝橋事件ではなく日本の華北政策にあると指摘されてきたものの、事件後の華北をめぐる現地での交渉に関しても、中央レベルでの外交交渉に関しても、それを示す論点は十分には提供されてこなかった。

さらに、蒋介石の対日政策に関する誤解もある。事件後に、蒋介石は、第29軍を増援するため中央軍に北上する命令を出した。さらに、7月17日の「廬山談話」の中で、蒋介石は、「最後の関頭」が来たため、中国の人民は、男女の区別なく、老幼の区別なく対応しなければならないという立場を表明した¹⁶⁾。それを受けて中国共産党と民衆は「一致抗日」というスローガンを掲げ、蒋介石を中国の最高領袖として擁護するようになった¹⁷⁾。こうした蒋介石の動きに関しては、中国側の研究では蒋介石による真の抗日が開始されたとして肯定的に評価される一方、日本側では蒋介石の対日強硬論であるとして否定的に捉えられている。しかし、蒋介石の個人文書である「蒋介石日記」を詳細に読むならば、蒋介石の内面において、以上の措置は、あくまで蔣の対日政略の一側面を描いているに過ぎない。つまり、蒋介石は、少なくとも盧溝橋事件の時点においては日本と対決することを避けたいと考えており、それにもかかわらず対日強硬姿勢を示すことを、むしろ事件の平和的解決を導き出すための一手段であると考えていたことが読み取れる。

15) 「華北分離工作」に関しては、内田尚孝『華北事変の研究——塘沽停戦協定と華北危機下の日中関係 一九三二—一九三五年』（汲古書院、2006年）を参照された。また、全面戦争が勃発する前における国民政府の華北対策については、光田剛『中国国民政府期の華北政治：1928-37年』（御茶の水書房、2007年）が詳しい。

16) 「対於盧溝橋事件之嚴正表示」（7月9日）『盧溝橋事変—革命文獻』『蔣中正總統文物』国史館蔵、請求番号：002-020300-00001-044。以下では、所蔵地を略す。

17) 「日寇在盧溝橋挑釁侵我華北增兵平津各方籲請政府下令動員抗日並擁護蔣中正廬山談話」（7月24日）「各方籲請政府抗日案（四）」『蔣中正總統文物』請求番号：001-072470-00006-000。

以上のような先行研究の議論を踏まえて、盧溝橋事件の本質と、日中が事件を平和的に解決できなかった理由について考えていきたい。そして、この問題意識を前提にして、盧溝橋事件そのものを対象として再検討するためには、事件の発生から郎坊事件までの間に日中が行った事件への対応や交渉内容を検討することが重要である。そこで、本稿では、以下の三つの側面から分析を行う。

第一に、現地と中央との相互関係を検討する。盧溝橋事件が発生した時点において、現地には第29軍を指揮する冀察政務整理委員会（冀察政権と略す）および支那駐屯軍が陣取っていた。現地からの情勢判断と報告は、中央の政策決定に大きな影響力をもつものである。そのため、事件をどのように解決するのかをめぐり、情報を持つ地方と判断する中央との関係と、それらを反映した両中央政府の相互判断も重要である。

本稿では、特に冀察政権と南京中央との関係を取り上げ、冀察政権が受諾した日本との現地協定に南京中央がどのように対応したのかに注目する。当時の南京中央は、冀察政権が独自に結んだ現地協定を一面的に否定するのではなく、あくまでも中央政府が現地協定の手続きに参画した上で、その内容を承認することを重要視していた。つまり、現地協定の成立の可否が問題なのではなく、その成立に至る過程に中央の参加を求めたといえる。

第二に、蔣介石の事件への対応とその真意を議論する。日本の中央政府には、近衛首相を始めとする各大臣、また参謀本部と軍令部という軍系統が存在しており、それぞれのアクターの利害認識が異なっていた。それに対して、中国側の南京中央政府では、蔣介石が終始中国の最高指導者として政策に大きな影響力を果たした。それだけに、事件後に蔣介石が日本の対中政策をどのように理解し判断を行ったのが非常に重要であり、その理解と判断に基づき自らの対日政策をどのように制定したのが分析されなくてはならない。

第三に、事件の解決のために日本中央が行った政策決定と、南京外交部で行われた日中外交交渉に焦点を当てる¹⁸⁾。日本の軍中央と外務省が制定していた

18) 北平に駐在していた日本官憲（川越茂駐華大使を含む）と東京との連絡については、劉、前掲書、67-79頁を参照。

案が、必ずしも南京中央との計画は一致していたわけではなかった。ここで、もう一つ重要なのは、南京の上層部が事件をめくり日本が和平と戦争のいずれに進むと認識していたかである。上層部の人物の個人文書を見れば、彼らは、決して中国が日本と対決できるような実力をもっていると考えていなかった。また、局地的な事件を処理する上では、現地の冀察政権の意見が重要ではあるが、南京中央政府は、その意見が自らの意思の範囲ではなければならぬと考えた。つまり、南京中央の考えでは、盧溝橋事件の解決と華北問題の解決とは結びつけられていたのである。

以上の議論を展開するために、本稿では、まず現地での冀察政権と支那駐屯軍の動向、および冀察政権と南京中央との間の連絡について分析する。次に、日中の政策制定のレベル、つまり両中央政府の対応と意思決定に焦点を当てる。現地と中央間の関連を踏まえることで、平和的解決をめくり、アクターの間にはどのような動きがあり、また何が決定されたのかを検討し、日中関係の解決の糸口として用いることも可能であった「盧溝橋事件」が、なぜ解決交渉へと繋がることにならなかったのかについて明らかにする。

本稿において盧溝橋事件の解決をめぐる議論を分析する上で用いる主な史料は、日本、中国大陸、および台湾に保管される公文書や刊行史料集である。また、事件そのものに関する日本軍の戦闘詳報なども参照したい。それ以外に、近年公開された「蒋介石日記」と台湾国史館所蔵の「蔣中正總統文物」、および中国第二国家歴史档案館所蔵の「国防部史政局及戦史編纂委員会」などの史料を使用する。上記の史料に基く比較分析というアプローチによって、議論を進めたい。

二 華北での現地の動向と事態の展開

戦争末期の1945年1月29日に、南京国民政府は、国防最高委員会国際問題討論会において、「解決中日問題之基本原則」の草案を作った。その主旨は、「過去の清算として、甲午（日清戦争：筆者注）以前の状態を回復することを標準とする。我が国領土を真に完全なものとし、接壤する地帯の安全、太平洋の平

和を維持するためである」と定められている¹⁹⁾。さらに、「所謂七七或いは九一八以前の状態を回復する方案は、単独で抗日政策を行うための一種の見せかけであり、日本側に決定的な失策がないことを前提としていた；今や、世界大戦という新たな段階に入ったことで、各国の領土主権の回復が最重要視されており、（中略）甲午以前の状態を回復することはもはや非現実的また不合理な目的ではない」と理由付けている²⁰⁾。つまり、1945年時点の中国は、日本に対して朝鮮半島の独立、台湾及び澎湖諸島の返還、東四省の帰還という日清戦争前の状態への回復を要求するに至ったのである。これは、中国側による平和、平等への主張であり、日本にとっては帝国主義時代に獲得した海外植民地及び占領地を喪失することを意味している。こうした形で終末を迎えることとなった日中全面戦争の起点は、1937年7月7日の夜に勃発した盧溝橋事件であった。

1 支那駐屯軍の措置と拡大メカニズムの形成

盧溝橋事件の始まりとなった第一発に関して情報を発信したのは、北平南方の豊台にて夜間演習を行っていた支那駐屯軍歩兵旅団歩兵第1連隊第3大隊第8中隊長の清水節郎大尉であった²¹⁾。清水によれば、「午後10時半ごろ」に、演習が休憩となった際に、「突如後方から数発の小銃射撃を受けたしかに実弾だと直感した。すぐさま集合を命じたところ、「兵一名行方不明の報告を受けたただちに捜査を始める」とともに、「豊台にある大隊長にこの状況を報告しその指示を待つ」と記述されている²²⁾。この大隊長は、一木清直少佐であった。その一木は、牟田口廉也連隊長に電話し、部隊を呼集して盧溝橋に行き支那側と談判することについて意見を求め、牟田口も豊台の部隊はすぐ出動し、一文

19) 「国際問題討論会的討論資料、発言記録等」『国防最高委員会』、中国第二国家歴史档案館蔵、請求番号：43—773。

20) 同上。

21) 第一発に関する日本側の主要な現場史料に依拠すれば、五つの情報記録があるが、外部または上層部に報告を行ったという観点から、ここでは、清水節郎の報告を取り上げたい。五つの情報記録については、安井（1993年）の160-62頁を参照されたい。

22) 「清水節郎氏の手記」『日中戦争史』、165頁。

宇山付近を占領し夜明けを待って盧溝橋にいる営長と交渉するよう、命令を下した²³⁾。そのとき、北平では河辺正三旅団長が演習視察で不在であったため、牟田口はその代理の責任者となっていた。一木の電話報告を受けた牟田口は、北平特務機関長の松井太久郎大佐に、中国側に抗議するよう連絡をいれた²⁴⁾。中国に対して抗議する「根拠」となるものは、「第一発」を中国側が発したことと「兵一名行方不明」であった。しかし、行方不明の兵士はその後に間もなく帰隊したため、利用できる根拠は「第一発」問題しかなかった。松井は、冀察外交委員会委員の林耕宇に「時態収拾方」を通告し、合意に基づいて日中共同調査の形で盧溝橋現場に赴くことにした²⁵⁾。特務機関補佐官の寺平忠輔大尉と第29軍顧問の桜井徳四郎少佐が、宛平県城内において金振中営長と交渉を進めていた8日午前5時30分に、城外にあった第8中隊が中国軍に向かって前進姿勢を整え、戦闘を開始した²⁶⁾。これが、日本側の視点から見て盧溝橋事件が戦闘へと拡大した経緯である。

それでは、一木と牟田口は、中国軍に対してなぜ突然攻撃行動を発動したのだろうか。多くの研究者は、それが日本軍の威信宣揚と中国軍に対する膺懲のためであると捉えており、彼らが意図的に8日朝に日中両軍の戦闘を発動したことに對しては、批判的な評価が多い²⁷⁾。それは、前年の豊台事件の「反省」から二人が必要以上に強硬な行動を取った可能性があるためである²⁸⁾。日本軍

23) 「事件一周年の回顧座談会」『東京朝日新聞』1938年6月30日～7月2日。

24) 「北平特務機関業務日誌」（昭和12年7月8日～12年7月31日）『陸軍一般資料』アジア歴史資料センター、レファレンスコード：C11111722200。（以下は、それぞれに「特務日誌」、アジ歴と略す。）

25) 「特務日誌」。

26) 寺平忠輔『盧溝橋事件—日本の悲劇』読売新聞社、1970年、123頁。

27) 江口、前掲書、37頁；安井、前掲書（1993年）、207頁；蕭、前掲書、414頁など。

28) 1936年9月18日、日中両軍は、豊台駅前道で道を譲れ、譲らぬという押し問答で争いとなった。その後、日本軍が、武士道的精神で中国軍の武装解除を免除したことに對し、中国軍側はそれは日本軍が中国軍を恐れたからであるとみなした。そのため、牟田口と一木は、この事件で中国軍に対して寛大な措置をとったことを反省した。江口、前掲書（1988年）、11-13頁。

盧溝橋事件と日中戦争の拡大（1）

の威信宣揚と中国軍への膺懲は、本質的には同様のものとして理解できる。牟田口は、8日零時30分に北平の日本憲兵隊に、中国側の要人らの動向を探知するよう命じたが、その結果は、「何等ノ異状ヲ認メサル」であった²⁹⁾。これに基づいて、牟田口は、2時30分に「今次事件カ支那側ノ計画的行動的行為ニアラスシテ全ク盧溝橋付近ノ局地的突発事件ナルヘシト判断」した³⁰⁾。つまり、牟田口には盧溝橋事件が中国側による謀略的かつ侮日的な行為ではないと判明し、そのため「第一発」が「不法射撃」であるという言いがかりが成立しなくなった。そのため、「不法射撃」が実は中国側の日本に対する「敵対行為」として行われたという、新たな論理の展開へと変わっていったことがうかがえる。

つまり、現地にいる日本の戦闘指揮者は、盧溝橋事件での「不法射撃」を口実にし、第29軍を処罰することで軍の勢いを膺懲しようとし、故意に事件を拡大させた。それが戦争拡大に直接繋がっていくことになった。牟田口らの措置が現地の日本軍の戦闘優位を確立することで、現地の緊張した空気は、一層その度合いを増し、25日の郎坊事件をきっかけとして日中衝突は収拾できない局面となった。同時に、中国側との交渉に権限をもつ上位クラスの軍人もしくは指揮官らが、事件に直面して、どのような対応を取り、また東京中央にどのような連絡を取ったのが重要である。

次に表1は、1941年7月10日に陸軍大学校が作成した「支那事変初期ニ於ケル北支那作戦史要」に基づき、当時の支那駐屯軍司令部の動向をまとめたものである。表1においては、事件の発生から広安門事件までの、駐屯軍司令部による事件への対応と、東京中央との連絡について整理した。表1からは、駐屯軍司令部が事件の当夜から広安門事件までの情勢判断と政策とを調整しながら、29軍と中央軍を相手とする戦闘を早期に想定し、事件拡大への伏線を敷いていたことがわかる。

動向の内容に関して、四つの特徴が見える。第1、情勢推移を判断する視点

29) 牟田口廉也「支那事変勃発時ノ真相竝ニ其ノ前後ノ事情」陸軍大学校『北支那作戦史要—最高統帥部』（第1巻）、16頁、アジ歴：C11110922300。

30) 同上。

から見れば、事件が発生した当時は、それほど重大な事態とは見なしていなかったにも拘らず、軍隊の出動と戦車を含む高い戦闘力を持つ軍事設備の調達を決定した。つまり、優れた軍事力を備えた戦闘ができるよう準備を行っていたことがうかがえる。第2、対外的な説明から見れば、東京への報告が注目に値する。中央への報告によれば、日中共同調査団が成立し、現地調査が行われるという点には言及せず、本事件を中国側が引き起こしたという前提のもとに「事実ヲ承認セシメソノ謝罪他ノ交渉ヲ開始」するという内容を報告した³¹⁾。これは、東京中央に、中国側に事件の責任があると思込ませ、のちの外交交渉において事件の非が中国側にあるという口論になった。第3、解決方法から見れば、中国軍の武装解除という要求が、事件の当初から交渉内容に入れられていたことである。第4、日本国民に対する説明という点から見れば、軍の出動や戦闘の正当性をめぐり、民衆やマスコミの間に支持を喚起するため、早々に日本現地軍から見た事件の「真相」を発表している。

以上の四点から、支那駐屯軍司令部によって、事件の当初からそれが拡大する枠組みが既に作り上げられていたことがうかがえる。また、11日の幕僚会議において、華北問題の根本的解決を図ることが議題となった。この点に関しては、事件をめぐる外交交渉において東京中央が中国に対して実際に示した条件と一致している（次号掲載の四章で詳述）。もう一点、15日に、支那駐屯軍は蒋介石が直接指揮を行っている中央軍との決戦を念頭においていたことが挙げられる。上記の六つは、支那駐屯軍が事件をめぐる行った対策の全貌である。

表1 支那駐屯軍司令部の動向（7/8-7/26）

日付	①司令部内の情勢②軍命令③東京中央との連絡④作戦計画 ⑤情報管理	その他
7/8	①0：30、幕僚会議を開き、必ずしも大事件とは考えず； ②3：00、在天津各隊に出動準備を整えつつ、平常通り業務を実施すると命じる；7：30、部隊に直ちに出動の準備をさせ、その時機を後命する；9：00、戦車隊、砲兵の調達；③4：20、支那軍の射撃をうけ、第8中隊が直ちに対	関東軍が隷下部隊の一部を満支国境付近に進め、所要に応じ、駐屯軍に増援すべきと通報。

31) 「支那駐屯軍参謀長発次官・次長宛」（7月8日）陸軍大学校『北支那作戦史要一支那駐屯軍』（第2巻）、37頁、アジ歴：C11110925600。

盧溝橋事件と日中戦争の拡大（1）

	<p>敵態勢をとり、豊台の第3大隊が現地に急行し、盧溝橋付近に集結し、通州の第1大隊を北平東側に待機させ、支那側に、事実の承認、謝罪と他の交渉を開始させると報告〔第1回報告〕；9：10、支那軍の不法射撃、更なる射撃を受けた、午前5：30に竜王廟を攻撃により撃破し、永定河の堤防の線を占領した〔第2回報告〕；⑤7：30、豊台部隊は盧溝橋を包囲し、詰問中更に永定河右岸地区より射撃する、第1連隊は目下、盧溝橋の支那軍に対し武装解除〔の要求〕を準備中；15：00、軍が日本新聞記者に事件の真相を発表する。</p>	<p>18：50に中央より臨命第400号が下達³²⁾。松井の判断で、日中合同現地調査団を形成。「宣伝方針」を作成。</p>
7/9	<p>①軍は支那軍の協定履行と同時に兵力を集結する；平漢鉄路北側永定河左岸の地区並びに一文字山東側に兵力を集結し、警戒を厳重にする。⑤中南支駐在武官などより強硬意見が寄せられる。</p>	<p>02：00中国側が要求を受諾、05：00撤退開始。第一次現地協定が成立。</p>
7/10	<p>①橋本、松井、和知、今井などが北平扶桑館で善後策を協議し、冀察当局に要求事項の承認を迫る。⑤牟田口部隊が日没前後に攻撃し、敵を撃退；永定河右岸の敵は、5個団（日本軍編成の連隊に当てはまる：筆者注）を増加；南京が抗日を決意し、中央軍の4個師団を河南省北部に集中し、冀察に抗日を命令する。</p>	<p>香月清司が新任司令官に任命される。</p>
7/11	<p>①幕僚会議の結果：今次事件を契機に北支問題の根本的解決を図る；a. 和平的交渉の一時打ち切り、b. 梅津何応欽協定の徹底的実行を迫る、c. 河北省の支那軍に徹底的打撃。⑤支那現地軍が再び挑戦的行動を繰り返し、冀察当局は交渉に誠意がない；軍が、今後、断乎たる決意を示し、交渉促進を図る；実力を発動する情勢になる。夕方に、中央から関東軍より2個兵团、飛行集団と朝鮮より1個、内地3個師団、飛行隊を北支に派遣と内報。②21：00、支作甲命第12号で軍の配置と調達を行う。</p>	<p>橋本等は冀察政権が誠意なきを認め、16：00空路で天津帰任。20：00頃に冀察政権が日本の要求を承認し調印した。宋哲元が天津帰任。</p>
7/12	<p>②11：30、支作甲命第13号；13：00、支作甲命第14号を下達する³³⁾。</p>	<p>香月が天津着任。</p>

32) 命令の内容は、「事件ノ拡大ヲ防止スル為更ニ進ンテ兵力ヲ行使スルコト避クヘシ」となる。森松俊夫監修・解説『参謀本部 臨参・臨命「大本営陸軍部」大陸命・大陸指』（第2巻）エムティ出版、1994年。

33) 支作甲命第12から14号までは、香月清司を司令官とする形で、それぞれ、電報、電話で下達されたとされる。しかし12号は香月清司が成したものと考えられない。理由は、香月の回想録に、彼が7月12日午前11時30分頃に天津の飛行場に到着し、午後2時に軍司令部に入ったという件があり、そのため、13号と14号のみ無線を使って電話で命令を下したと考えられる。陸軍大学校『北支那作戦史要一支那駐屯軍』（第2巻）48-50頁、339頁。

7/13	①幕僚会議の結果：冀察側に協定の具現を要求し、必要に応じ兵力の行使を予期する；20日前に、第29軍を一挙に撃滅し得る所要の戦略的基礎配置を完了する。③「十三日ニ於ケル支那駐屯軍状況判断」を報告。	宣伝方針と計画の策定。
7/14	①参本総務部長中島哲蔵と陸軍省軍務課長柴山兼四郎が来津し、香月との間に激論がある。	
7/15	④第一期作戦が第29軍を速やかに武力以て膺懲し、北平郊外の敵を永定河以南に掃蕩する；第二期が現有兵力を保定任邱の線、増加兵力を石家莊德州の線に進出し、中央軍との決戦を予期する。	作戦計画が策定した。
7/16	②北平周辺の地区に兵力を集結し、事態の推移を監視する。 ③中央部に対し航空隊使用に関する積極的意見を具申する。	
7/18	①増援する第20師団長とその先頭の輸送部隊が天津に到着；午後、宋哲元と張自忠が香月を訪問。⑤中央軍の約6個師は平漢線に依り北上の準備があるが、詳細が不明。	日本側が宋の訪問を陳謝とみなし、中国側が単なる挨拶であるとの齟齬。
7/21	①東京が内地3個師団の動員に関して支那駐屯軍の意見を徴する。橋本は、内地動員の一部を満鮮に、主力を内地に待機すべきであるとした。	幕僚内部には、定見がない。
7/22	①和知鷹二が東京に招致し転任。	37師の撤退が開始。
7/25	23：10頃に廊坊事件が発生。	戦闘開始の調達。
7/26	①03：30、支作命甲第58号を下達する；③積極的兵力行使と、用兵の自由を拘束しないと具申する；香月が中央直轄の航空兵団を彼に隷属するよう求める。(15：30、宋哲元に最後通牒を手交する〔宋が病氣と称し、秦徳純が受け取る〕。)	中央部が武力行使を承認。

出典：陸軍大学校『北支那作戦史要一支那駐屯軍』（第2巻）、『参謀本部 臨参・臨命 「大本営陸軍部」大陸命・大陸指』（第2巻）の情報に基づき、筆者作成。

2 冀察政権による事件への対応と南京中央政府との相互不信

2.1 冀察政権の対応

宛平県に配備されていた中国の軍隊は、第29軍第37師（師長が馮治安）第219団（団長が吉星文）の第3営（営長が金振中）であった。中国側には、戦闘詳報などの記録がほとんど残っておらず、また盧溝橋事件の第一発とは日本軍の陰謀であるとの捉え方がなされているため、第一報に関する記録を追跡す

ることは、極めて難しい。しかし、8日零時30分の松井から林耕宇に対して行われた通告を、盧溝橋事件に関する第一報であると見なすことができる。

それを受けて林耕宇から第29軍副軍長兼北平市長の秦徳純に対して行われた報告では、その第一報とは、日本軍が「射撃」を受け、それによって兵士一名が行方不明となっており、脅迫されて宛平県城に入城した様子だという理由で、日本軍官が目下「入城捜査」を要求してきているという内容だった³⁴⁾。さらに、冀察委員会委員長兼冀察綏靖主任兼第29軍長の宋哲元、および馮治安から南京外交部に対して行われた報告、ならびに秦徳純の回顧録においては、いずれも中国側が受け取った日本側の要求は「不明射撃」の発砲者を特定するための「入城捜査」となっている³⁵⁾。日本軍側の東門配置の要求を「入城捜査」とするのは誤報だったと日本研究者にいわれてきたが、松井から林への電話の中で具体的に何が伝達されたのかについては、未だに明らかにはなっていない³⁶⁾。

宛平県長の王冷齋は、秦徳純の命令で日本特務機関部において松井との交渉を行った。その場で王は、中国側が射撃をしていないことを主張し、日本軍による入城を拒否したのに対して、松井は「責任アル代表者ヲ現地ニ派遣スル様日本側ヨリモ直ニ代表者ヲ派遣スヘシ」と通告した³⁷⁾。この交渉の結果は、日中共同調査団の形成であった。また、金振中の回想では、11日までに日中の現地部隊の間で、盧溝橋と県城の攻防をめぐる戦闘が6回も起こったと記されている³⁸⁾。一方、事件が勃発したときに、天津市長を兼任していた第38師長の張

34) 秦徳純「七七盧溝橋事変経過」『七七事変一原国民党将領抗日戦争親歴記』中国文史出版社、1986年、14頁。

35) 「宋哲元発外交部着」（7月8日）、「馮治安等発外交部着」（7月8日）中華民国外交問題研究会編『中日外交史料叢編（四）：盧溝橋事変前後の中日外交関係』中国国民党中央委員会党史委員会、1995年、194頁（以下は、『盧溝橋事変前後の中日外交関係』と略す）；秦徳純『海澱談往』著者自刊本、1962年、87頁。

36) 江口、前掲書（1988年）、34頁。

37) 王冷齋「盧溝橋事変始末」『七七事変一原国民党将領抗日戦争親歴記』、21頁；「特務機関日誌」。

38) 金振中「宁為戦死鬼 不作亡国奴」『七七事変一原国民党将領抗日戦争親歴』

自忠も北平に滞在しており留守であった。華北地域において軍政の責任者であった宋哲元も山東省に帰省しており、19日になって北平に帰任した。そのため、北平で実際に指揮にあたった者は、秦徳純であった。対日強硬派と評される秦徳純のもとで、11日に現地協定が結ばれたことになる。

それにもかかわらず、戦闘の拡大を食い止めることはできず、25日の郎坊事件と26日の広安門事件を機に、日本の陸軍中央は駐屯軍に対して、北平と天津の中国軍に攻撃を加える新たな任務を命じ、内地からの師団の派兵を決意した³⁹⁾。中国の中央政府への連絡については、宋哲元、また秦徳純、張自忠と馮治安の三人連名で、8日朝に蔣介石と南京中央に対し事件の発生と経緯を報告した⁴⁰⁾。蔣介石は直ちに返電し、「宛平城を固守すべし。決して退いてはならない。事態の拡大を備えるため、全員を動員すべし。随時の増援を準備するので、迅速に保定に戻り指揮してくれ。四師兵力の増援を準備する」という指示を出した⁴¹⁾。しかし、宋哲元らは、中央軍による北上増援は拒否した⁴²⁾。

2.2 冀察政権と南京中央政府との相互不信

冀察政権側が、なぜ中央軍の増援を拒否したのかについては、両者の関係か

ㄨ記』、57-62頁。

39) 陸軍大学校『北支那作戦史要一支那駐屯軍』（第2巻）、11頁。

40) 「日本軍駐豊台部隊は、砲四門、機関銃八挺、歩兵五百人余りで、陽（7日：筆者注）夜十二時から、夜間演習を口実にし、我が方に向かって射撃し、盧溝橋城の占領を企図し、該城を包圍し攻撃を行って、嚴重に爆撃していた。我が駐盧溝橋の一營は、正当な防衛のため、彼らと周旋をしなければならない。現在、対峙中である。事態が不拡大が可能な範囲内に落ち着くよう対応する以外に、今後どのように対処すべきか、指示をください」〔宋哲元至蔣介石〕（7月8日）〔盧溝橋事変一革命文獻』『蔣中正總統文物』請求番号：002-020300-00001-002。〔秦徳純張自忠馮治安致蔣中正電〕（7月8日）〔盧溝橋事変一革命文獻』『蔣中正總統文物』請求番号：002-020300-00001-005。

41) 「蔣中正致宋哲元電」（7月8日）、〔盧溝橋事変一革命文獻』『蔣中正總統文物』請求番号：002-020300-00001-004。〔蔣介石致宋哲元〕（7月8日）〔盧溝橋事変（二）一特交文電』『蔣中正總統文物』請求番号：002-090105-00002-047。

42) 「徐永昌日記」（1937年7月30日）『徐永昌日記』（第4冊）中央研究院近代史研究所、1990年、92頁。

ら説明しなくてはならない。宋哲元は軍人として、「兵」と「金」を守ることを最も重要な政治的任務と考えており、中央に対しては現実的かつ実利的な態度で接しており、中央に対して真の「忠誠」と「認可」をもっていたとは言えない、また、彼が「地盤主義」の持ち主でもあったという論説がある⁴³⁾。蒋介石が宋哲元を信用しておらず、中央軍の北上は冀察の地盤を奪うためであるという噂が第29軍内には広く存在していた⁴⁴⁾。つまり、南京中央と冀察の間には信頼関係に隙間が生じていた。

こうした相互不信の状態は、蒋介石の日記にも記されていた。14日に、「宋は天津にあり、その態度も定まらず。これは倭寇に軟化され、騙されたのだ」として、宋哲元が日本側との間で行った交渉に疑いを抱いていた⁴⁵⁾。15日に、蒋介石は、「宋明軒は彼自身のためにも屈服することに理がない。もしも宋が屈服すれば、その程度は如何なる？」と記していた⁴⁶⁾。さらに、20日に、「宋らの心理に注意」とも記していた⁴⁷⁾。こうして、盧溝橋事件の発生から郎坊事件にかけて、蒋介石は、冀察政権の指導者らの対日対応をめぐり、彼らが抗戦するのか対日接近をするのか把握することができなかった。

9日夜、宋哲元が外交部に送った電報の中では、その朝に達した合意内容について、「1、双方が軍事行動を停止、2、双方が出動した部隊を原駐地に戻す、3、盧溝橋を尚もって我が方が駐守し、現在日本軍は原駐地に戻ってい

43) 李君山『全面抗戦前の中日関係（1931-1936）』文津出版、2010年、325頁。

44) 「参謀本部第二庁第一処処長楊宣誠發軍政部長何応欽宛て」（7月22日）『国防歴史政局及戦史編纂委員会』中国国家第二档案馆、請求番号：787-7207。以下、「楊宣誠報告」と記す。

45) 「蒋介石日記」（7月14日）。呂芳上編『蔣中正先生年譜長編（第5冊）』国史館、2014年、341頁。本稿で「蒋介石日記」に言及する場合は、基本的に米国スタンフォード大学フーヴァー研究所が所蔵する原本に編集された『蔣中正先生年譜長編』を指す。加えて、黄自進、潘光哲編『蔣中正總統五記一困勉記（下冊）』（国史館、2011年）に収録される「蒋介石日記」を利用する場合もある。

46) 「蒋介石日記」（7月15日）、342頁。

47) 「蒋介石日記」（7月20日）、『困勉記（下冊）』、563頁。また、一方、民衆側も宋哲元が日本の威圧に屈服したのかという懸念をもっていた。「徐永昌日記」（7月17日）、78頁。

る」と報告した⁴⁸⁾。宋の報告内容を実際に達成された協定内容（表2参照）と照らしてみると、項目2と3に関しては、根本的には違いがないものの、かなりのズレが出ていることがわかる。また、11日夜に駐屯軍側と続けて結ばれた現地協定に関して、秦は、翌日に南京中央にその内容を報告しておらず、蒋介石に、「盧溝橋戦事」の「解決弁法」が「双方が先方の部隊の撤退に人員を派遣しそれを監視することで合意し、現在は実施中である」とする、別の件を報告した⁴⁹⁾。14日に、秦は、牯嶺への電話で11日の「協定を否認し、如何なる条件にも署名していなかった」といった連絡を入れた⁵⁰⁾。また、15日に、秦は、外交部に対して実際とは異なる会談結果を送った⁵¹⁾。このように、現地での情勢を正確に報告していないこと、協定の内容を否認することなどから、冀察政権は中央が現地の政務に手を出すことを望んでいなかったことがうかがえる。同時に、こうした正確ではない報告により、中央は事件に対応する方策や外交交渉における政策を制定する上で、困難に直面することとなる。

冀察政権は実際の状況よりも有利な報告をすることによって、南京に、日本と第29軍との衝突がそれほど重大ではないと判断させる考えであったと思われる。次の四点がその理由として上げられる。

まず、師団が北上することで日本軍を刺激するためである。この点については、秦から軍事委員会侍従室第一処主任の銭大鈞に送られた電報や楊宣誠の報告からも読み取れる⁵²⁾。次に、東京の派兵声明を含む政策が、事件を重大化さ

48) 「北平宋哲元電南京外交部」（7月9日）『盧溝橋事件—本部與冀察当局商洽情形』台湾中央研究院近代史檔案館藏、請求番号：11-01-02-10-04-013。以下は、所蔵地を略す。

49) 「秦徳純、馮治安、張自忠發蔣介石宛」（7月12日）秦孝儀編『革命文獻106輯 盧溝橋事變史料（上冊）』中央文物供應社、1986年、142頁。以下、『盧溝橋事變史料（上冊）』と略す。

50) 「盧溝橋第四次会報」（7月14日）『国防部史政局及戰史編纂委員會』、請求番号：787-2430。

51) 「牯嶺徐次長呈王部長電」（7月15日）『盧溝橋事變前後的中日關係』、215頁。

52) 「北市長秦徳純致軍事委員會侍従室第一処主任銭大鈞電」（7月10日）『盧溝橋事變史料（上冊）』、128頁；「楊宣誠報告」。

せる可能性を認識していなかった。そのため、冀察政権は支那駐屯軍との間で協定を結ぶことによって、事件が解決できると考えていた⁵³⁾。さらに、軍事的解決と外交的解決との二分法をとっていたためである。さきの二点から、冀察政権が日本軍との対決をなるべく避けたいという姿勢であったことがうかがえる。しかし、関東軍の増援、支那駐屯軍の集結、戦車の集合などという勢いで展開しつつある情勢を見た冀察内の一部（冀察内部の意見相違は次節で詳述）では、抗戦論も強まっていた。宋哲元は、9日に蒋介石宛に、「華北部隊には土を守る責があり、目下の状況に努力し対応」し、「不喪権、不失土」の原則で周旋すると返電した⁵⁴⁾。一方、外交の手法での解決が、「軍事的対立の中では役に立たない」と冀察は吐露した。23日に、宋は、外交部が北上させた専員の孫丹林と楊開甲に、「盧案の和平解決が既に7割まで達成されたので、今後の交渉の中心は中日両政府」に移行すると表明した⁵⁵⁾。つまり、軍事衝突は現地の政権により解決されるべきで、その善後交渉などは、中央に委ねるという考えである。最後に、蒋介石との個人的関係である。蒋介石は宋の意向が把握できないため、彼を信じるができなかったことは既に述べた。同時に、宋哲元も中央に対して、「疎闊」と「不満」を抱き、蒋介石個人に対しても「隔たり」と「誤解」を抱いていた⁵⁶⁾。そのため、宋哲元は9日の返電に、日本軍と周旋をするものの、「もしも中枢において大戦の準備が完成しているのであれば」、それは「夙夜禱企」するものという内容で、中央の政策と計画を伺っていた⁵⁷⁾。言い換えれば、中央で大戦の準備ができるのであれば、地方はそれ

53) 「楊宣誠報告」。原文は、「宋及宋部属似均視事太易即中央所伝報之日本動員出師情報馮治安主席曾電問究竟是否確實」となっている。

54) 「宋哲元呈蒋介石」（7月9日）『盧溝橋事変史料（上冊）』、126頁。宋はこの種の陳情が少なくなかった。

55) 「盧溝橋事件 孫丹林と楊開甲報告」と「北平孫丹林楊開甲電南京外交部」（7月23日）『盧溝橋事件 専員孫丹林楊開甲報告』台湾中央研究院近代史檔案館蔵、請求番号：11-29-01-15-006。

56) 「徐永昌日記」（7月17日）、78頁；「楊宣誠報告」；「熊斌上何応欽」（7月17日）『盧溝橋事変史料（上冊）』、153頁。

57) 「宋哲元呈蒋介石」（7月9日）『盧溝橋事変史料（上冊）』、126頁。

に倣って日本軍と対決する決心をするが、そうでなければ、第29軍のみによる反撃では単なる犠牲となることを意味するため、地方としては慎重に考えなければならぬという思考を伝えていた。

そのため、宋哲元は、19日に支那駐屯軍司令官の香月清司と面会した後に、双方とも事態の不拡大を表明したことを南京に報告し、「中央に忍耐を希望」した⁵⁸⁾。24日には、「千忍万忍」、「暫時に我慢して折り合おう」という請願を蒋介石に送った⁵⁹⁾。このように、蒋介石と宋哲元をはじめとする冀察政権との間で、互いの真意を把握できなかったことに加え、冀察政権は中央軍が日本軍を刺激する可能性を恐れ、事態が重大化に向けて変化していることを認識しておらず、さらに軍事と外交の二分法をとっていたために、宋哲元は中央軍の北上を抑制しようとしたものと思われる。

3 冀察内部の意見不一致と現地交渉による妥結

以上で見てきたように、冀察政権と南京中央との関係は極めて複雑であった。同時に、冀察政権の内部においても、対日対応をめぐる立場は、必ずしも一致していたわけではなかった。

蒋介石は、早くも12日に「第29軍内部が張（自忠）を推挙し、倭と妥協するか」という推測を記していた⁶⁰⁾。孫丹林と楊開甲の二人による報告では、第29軍内部の「態度は一致せず、強硬派と緩和派に分かれている」状態であった⁶¹⁾。15日朝に軍事員会副委員長閻錫山は、軍事委員会弁公庁主任徐永昌への電話の中で「冀察が和と戦の二派に分かれている」と通達した⁶²⁾。南京中央は、21日には「宋哲元は対日妥協に傾いており、張自忠は和解を主張する」という見解を持つようになった⁶³⁾。

58) 「熊斌上何応欽」（7月19日）『盧溝橋事変史料（上冊）』、156頁。

59) 「宋哲元上蒋介石」（7月24日）『盧溝橋事変史料（上冊）』、174頁。

60) 「蒋介石日記」（7月12日）。

61) 「盧溝橋事件 孫丹林と楊開甲報告」。

62) 「徐永昌日記」（7月15日）、77頁。

63) 「王世傑日記」（7月21日）『王世傑日記 手稿本』（第1冊）中央研究院近代史

具体的には、宋哲元が15日、天津の自宅にて招集した冀察の上層部会議において、それが反映されていた。「（一）張等は和を力説し、日本が張等に働きかける故に、張等是对日外交で処々譲歩している。（二）馮（治安：筆者注）等は戦を主張し、日本に絶対譲らない」という有様であった⁶⁴。対外的には「全会一致」を唱えていたが、内部では「馮治安、秦徳純、趙登禹、劉汝明等は態度が強硬で、張自忠、張允榮と委員の齋燮元、潘毓桂、陳覚生、石友三等は、緩和を主張している」と、楊開甲は電報で証言していた⁶⁵。

また、当時は、宋個人に対する評価は決して高くなかった。「宋は、頭が単純で性格が頑固で、部下には人材が欠乏している」と評価されており、「宋は主張があるにもかかわらず、その側近には齋などの佞奸が居て、挑発しているため、その影響が大きい」という事情もあった⁶⁶。つまり、宋は冀察内部を完全に統制できるだけの能力を持たず、その上に対日譲歩を主張する側近が少なからず存在するという厳しい環境に置かれていたことがうかがえる。

こうして冀察は中央軍の北上を抑えつつ、その内部で意見の不一致という現実にも直面していた一方で、日本側は、内地航空部隊の山海関・錦州・大連地区への進出を決定していた⁶⁷。言い換えれば、徐々に北上する中央軍と、機械化する部隊を集結する日本軍との間に挟まれた冀察側は、早く事態を自らが制御できる範囲内に収拾させようとしていたように見える。

表2は、現地協定に向けて行われた3回の会談の内容を整理したものだが、その最中の17日に、支那駐屯軍が冀察にもう一つの申出を要求した⁶⁸。これは、

↳ 研究所、1990年、71頁。

64) 「軍政部參事嚴重呈何応欽」（7月15日）『盧溝橋事変史料（上冊）』、145頁。

65) 「外交部派駐平人員楊開甲報告冀察当局與日軍口頭約内容電」（7月15日）『盧溝橋事変史料（上冊）』、146頁。

66) 「楊宣誠報告」；「嚴重呈何応欽」（7月22日）。

67) 『大東亞戦争海軍戦史本紀巻1』、アジ歴：C16120699100、321頁。

68) 具体的には以下である。「一 七月十八日宋哲元陳謝スベシ。二 二、三日中ニ当ノ責任者タル營長ヲ処分ス。三 将来ノ保障ハ宋陳謝ノ帰平ノ上実行ス。四 以上ハ文書トス。但シ排日要人ノ罷免ハ実行スベキモ文書トセザルコトトス。五 北平ニハ宋直系ノ衛隊ヲ置クコト。」『大東亞戦争海軍戦史本紀巻1』、321頁。

東京中央の「拡大派」と見なされる参謀本部作戦課による強硬な要求を反映したものである（次号掲載の三章で詳述）。それにもかかわらず、冀察側は要求の全てを承認した。宋哲元は11日夜に天津に着き、冀察内部をある程度纏まったのちに、18日午後1時に、張自忠を同行して香月清司と会談を行った。表1からわかるように、宋と香月の会見をめぐる解釈には、冀察と支那駐屯軍司令部との間に食い違いがあったが、後者は、この会見が宋による陳謝であると見なした。続く19日に、張自忠と張允榮は第29軍の代表として、橋本群との間で11日協定の第3項の細目について妥結した。

宋は日本との間で妥結した11日の協定と19日の細目協定について、即時に南京中央に報告を行ってはいなかった。しかし、13日に上海毎日新聞社が、11日の協定内容をほぼ正確に報道していた⁶⁹⁾。宋哲元は、22日の時点では19日に合意した細目には触れずに、11日の協定内容をようやく正式に南京中央へ報告した⁷⁰⁾。南京中央の対日政策は、現地協定についての申告が行われるか否かに制約を受けていた。例えば、事件後に、南京中央の上層部会議において、事件への態度表明及びその解決方法が議題となった際に、「宋が11日夜に既に日本の条件を承認した」という情報が手に入り、「現在、中央政府はまだ宣戦布告をしておらず、平和的解決の希望を説明する立場にある。しかし、地方政府は相手との和平条件に署名した。中央は、まだそうした経緯を知らず、将兵を配置しており、抗戦の準備をしている。これは中央と地方の連携不足に他ならない」と議論されていた⁷¹⁾。つまり、地方が既に和平条件を呑んだ一方で、中央は将兵の配置と抗戦の準備をしていたという正反対の状況にあった。こうした状況に鑑み、蒋介石は、後に発表する「廬山談話」をどのような言葉遣いで語るべきか苦慮していた。

もしも冀察政権が、即座に正確な現地の情勢及び支那駐屯軍司令部との協定

69) 「上海毎日新聞所載関於廬溝橋事件中日協定之内容」（7月13日）『廬溝橋事件一本部與冀察当局商洽情形』、請求番号：11-01-02-10-04-013。

70) 「宋哲元覆何応欽」（7月22日）『廬溝橋事変史料（上册）』、162頁。

71) 「廬溝橋事件第四次会報」（7月14日）請求番号：787-2430。

盧溝橋事件と日中戦争の拡大（1）

内容を中央に報告していれば、中央はより正確に危機を判断し、協定締結をめぐる交渉に移行することになり、事態の悪化を防ぐこと、もしくは平和的に解決する目途が、いち早くできていたと思われる。その意味で、冀察政権が支那駐屯軍司令部との間で行った連絡や交渉は、南京中央の事件の処理と対日政策の策定にあたって極めて重要な位置を占めていたが、実際に役割を十分に果たしていなかったといえる。

表2 現地協定をめぐる交渉の経緯

日付	内容
7/9(03:00)	① 双方が直ちに射撃を停止する；② 日本軍は豊台へ、中国軍は永定河右岸へ撤退する；③ 宛平県城の守備は対日敵意やや濃厚な第37師を配転し、冀北保安隊に担当させる。
7/11(19:30)	① 第29軍代表は日本軍に対し遺憾の意を表し、且つ責任者を処分し将来責任を以て再びこのような事件の惹起を防止することを声明；② 中国軍は豊台駐屯日本軍と接近し過ぎ事件を惹起し易いことを以て盧溝橋城廓及び竜王廟に軍を駐屯せず保安隊を以て治安を維持；③ 本事件は所謂藍衣社共産党其他抗日系各種団体の指導に胚胎する部分が多いことに鑑み将来之の対策をなし且つ取り締まりを徹底する。
7/19(23:00)	① 共産党の策動を徹底的に弾圧；② 双方の合作に不適當なる職員は冀察において自発的に罷免；③ 冀察の範囲内に他の各方面より設置する各機関の排日色彩を有する職員を取り締まる；④ 藍衣社・CC団等の排日団体は冀察において撤去；⑤ 排日的言論及排日的宣伝機関及学生、民衆等の排日運動を取り締まる；⑥ 冀察所蔵の各部隊、各学校の排日教育及排日運動を取り締まる。

出典：防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 支那事変陸軍作戦（1）昭和十三年一月まで』（朝雲新聞社、1975年）、『日中戦争史』、「北平特務機関業務日誌」の情報に基づき、筆者作成。